

食品ロス削減に向けた更なる取組を求める意見書

まだ食べることができるのに、製造、販売及び消費の各段階で廃棄されている食品、いわゆる食品ロスを削減することは、我が国の喫緊の課題である。国内で発生する食品ロスの量は、2015年度において、年間646万トンと推計されており、この量は、国連の世界食糧計画による途上国等に対する食糧援助量の約2倍に当たる。

国は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスを2030年度までに、2000年度比で半減させるとの目標を定めているが、目標達成のためには、事業者に対する働きかけとともに、国民に対する意識啓発が必要不可欠である。

また、食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

さらに、まだ食べることができる食品を廃棄することなく、貧困及び災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなどの取組も重要である。

よって、国においては、食品ロス削減に向けて、国、地方公共団体、事業者及び消費者等が一体となった取組を推進するため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

- 1 国、地方公共団体、事業者及び消費者等多様な主体が連携しながら食品ロス削減の取組が行われるよう、法律制定を含めたより効果的な制度作りを推進すること。
- 2 食品事業者に対し、商慣習の見直し等による食品廃棄抑制策の普及・啓発を図ること。
- 3 消費者に対し、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロスを減らすための啓発等の取組をこれまで以上に強化すること。
- 4 賞味期限内の未利用食品や災害備蓄品等を必要とする人に無償で提供するフードバンクなど、食品ロス削減に資する民間等の取組をさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	臣
文	部	科	学	大	臣
農	林	水	産	大	臣
経	済	産	業	大	臣
環		境	大	臣	

宛て

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

福島県議会議長 吉田 栄光